

## 生徒心得

### 総 則

1. 常に本校生徒としての誇りをもち、個人の人格の完成を目指すと共に、平和な国家および社会の形成者としての責任を自覚し、真理を愛し正義を守り勤労を尊び、心身ともに健全な国民となることを心掛けなければならない。
2. あらゆる機会あらゆる場所においてすぐれた人格と見識を育成することに努力し、学習を尊重し実際に即した生活態度を確立し、師友の敬愛と協力とによって進んで校風の発展につとめなければならない。

### 校内生活

3. 年長者に対してはもちろん生徒相互間に於いても常に敬愛の念をもって交わり、礼儀正しく行動すること。
4. 服装は学校指定の制服を着用すること。頭髪は清潔感があり進路活動に適したものとする。
5. 始業時から放課後までは生徒手帳の「諸届・許可欄」への記入なしに外出しないこと。  
なお、欠席・遅刻・早退などは生徒手帳で速やかに届け出ること（ホームルーム担任）。
6. 登校及び下校は学校の定めた時刻を厳守しなければならない。オートバイ・自動車での通学は禁止する。自転車での通学は届け出制により許可をする。（生徒指導部に登録し、本校指定ステッカーを所定の位置に貼る。自転車使用の際はルールとマナーを守ること。雨天時は、カッパ・レインコートを着用すること。）また、休日登校する場合は必ず制服を着用する。
7. 携帯電話やスマートフォン等の通信機器は責任を持って管理し、使用する場合は安全やマナーに十分気を配ること。授業で通信機器を使用しない場合は、電源を切ってカバンにしまうこと。
8. 学校の建物・器具・樹木その他すべての公共物は丁寧に取り扱い、もし亡失又は破損したときは直ちに届け出て（ホームルーム担任）金銭又は物品で弁償しなければならない。
9. 公衆道徳を守り、常に校舎内外の清潔整頓に心掛けること。また、ごみを棄てるときは、分別のルールを厳守すること。
10. 必要以上の金銭を持ってきたり、学習に必要なものを持ってきてはいけない。また、みだりに生徒間で金銭又は物品の貸借をしたり、無許可で物品を売買してはならない。なお、持物には必ず記名すること。
11. 通知表その他学校から家庭への通信などは確実に保護者に連絡すること。
12. 考査には特に厳正なる態度を持って臨み次の事項を守らなければならない
  - ①必要以外の持物はすべてカバンの中にしまうこと。
  - ②用具の貸借はしないこと。
  - ③スマートフォン等の通信機器は電源を切ってロッカーにしまうこと。
  - ④不正行為のあった者は特別指導の対象とする。

### 校外生活

13. 本校生徒は校外においても常に生徒としての自覚を持って行動し、学校の名誉を汚すような言行は厳につつしまなければならない。
14. 常に自学自習に励むとともに進んで家事を手伝い、家庭の良き一員とならなければならない。
15. 住所を変えたときは速やかに届け出ること（ホームルーム担任）。
16. 外出の際は服装を整え、行く先、用向及び帰宅の予定時刻を家人に告げておき、みだりに他人の家などに宿泊してはならない。

17. クラブ・酒場・麻雀屋・競馬・競輪・パチンコ店その他非教育的な場所に立ち入ってはならない。
18. 不健全な出版物やSNS等の閲覧、投書等や生徒としての品位を傷つけるような行動はしてはならない。
19. 電車等乗降の際は規律に従い、声高で談笑したり車内を汚したりしないこと。また高齢者等には席を譲るようにすること。

### その他

20. 掲示しようとするときは次の事項を明記して許可を受けること（生徒指導部）。
  - ①責任者
  - ②その内容
  - ③その場所
  - ④期 間
  - ⑤回収の方法
21. 本校生徒は成年者といえども飲酒または喫煙してはならない。
22. 校外外を問わず暴力等の犯罪をおこなってはいけない。
23. 精勤なもの、操行学業共に優秀な者、または特殊な善行のあった者はこれを褒賞することがある。
24. 学校長は教育上必要と認めるときは特別指導を行う。

### 服装その他の細則

#### 25. 服装その他の細則

- ① 登校・下校には必ず制服を着用する。
- ② 制服は学校指定店で購入すること。（イシカワ衣料株式会社）
- ③ 制服は次に定めるとおりとする。

#### (ア)冬 服

学校指定のブレザー（校章、学年色の襟章をつけること）

学校指定のスカートまたは学校指定のスラックス ※加工しないこと

学校指定の長袖ワイシャツ

学校指定のリボンまたは学校指定のネクタイ（常にどちらかを着用する）

白・黒・紺・グレーの無地ソックスまたはハイソックス

（くるぶしが完全にかくれる丈のソックスとし、ルーズソックス・ニーハイソックスは不可とする。）

#### (イ)夏 服

学校指定のワイシャツ（長袖・半袖どちらも可）

学校指定のスカートまたは学校指定のスラックス ※加工しないこと

白・黒・紺・グレーの無地ソックスまたはハイソックス

（くるぶしが完全にかくれる丈のソックスとし、ルーズソックス・ニーハイソックスは不可とする。）

#### (ウ)その他（式典等の行事時以外に適用）

##### ・防寒対策（冬服時）

タイツは黒色、ストッキングは薄茶のみ着用可とする。但し、ストッキングの場合は

白・黒・紺・グレーのソックス着用するものとする。

・学校指定のセーター、学校指定のニットベスト及び学校指定のサマーベストについては一年を通じて着用可とする。

- ④ 防寒着としてのコートは、男女とも紺・黒の単色で無地かワンポイントのみ（背中は不可）のものとし、ブレザーの上に着用可とする。
- ⑤ 頭髪は清潔感があり、進路活動に適したものとする。（パーマや脱色、染色、エクステ等加工することは禁止する。）天然パーマ・くせ毛・頭髪色が染色・脱色と思われてしまいそうな人は生徒指導部に届けを提出すること（任意とする）。
- ⑥ 化粧はしない。装飾品は付けない。（ピアス、指輪、アイシャドウ、マニキュア、ネックレス、口紅等は禁止する。）発見したときは預かり指導等をする。
- ⑨ 登下校履きは靴であること。ハイヒール、ブーツ、サンダル、下駄等は禁止する。
- ⑩ 制服は改造を加えたり、変形してはならない。加工・変形した制服は全て預かり指導等をする。（スカート丈、ズボンの裾幅・渡り幅・ハイウエスト等）
- ⑪ やむをえず規定外の服装をするときは生徒手帳の「諸届・許可欄」に記入し生徒指導部の許可を得てから着用する。
- ⑫ 夏服の着用期間は5月1日から10月31日とする。ただし、その前後に移行期間を設ける場合がある。